

青森県報

第三千九百九十三号

平成二十二年
二月一日
(月曜日)

目次

告示

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	………	(障害福祉課)	…
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退	………	(同)	…
保安林の指定解除予定	………	(林政課)	…
右 同	………	(同)	…
保安林の指定解除	………	(同)	…
保安林皆伐許容面積の限度	………	(同)	…
公共測量の終了	………	(監理課)	…
道路の区域の変更	………	(道路課)	…
道路の供用の開始	………	(同)	…

公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示
……… (保健衛生課) ……

告示

青森県告示第四十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十二年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中央薬品株式会社中央調剤薬局金沢支店	青森市大字浪館字志田三二の一	平成三〇・二一

青森県告示第四十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十二年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
駅前調剤薬局	青森市新町一丁目二の八	平成三〇・二一

青森県告示第四十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
- むつ市大畑町赤滝山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

むつ市大畑町赤滝山(国有林。 次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十二年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

青森市大字横内字鏡山一四の二九五(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林解除の理由

鉄道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五十一号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十二年保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十二年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川(笹内川)	水源かん養保安林	一、四二二・七二
岩木川下流	"	五二二・七八
岩木川上流	"	一、一二五・五四
平川	"	五八五・四六
浅瀬石川	"	六八四・一六
今別川(蟹田川)	"	一、〇二六・〇〇
青森地区	"	八二四・三二
下北東部	"	一、二八三・七二

奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川 蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川 笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出 防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九六・四〇	一・一四	七九・六〇	二二・四四	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	三〇〇・八四	一七八・四六	一五九・二四	九九〇・七六	六八五・九四	六二七・七九	一六〇・三二	九九〇・九六

北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流
〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃
三・二八	一五・九六	一二五・四〇	二・八四	三・五六	二・六一	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・一六	六・二〇	六・一四	〇・一八	九五・七〇

上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二・八〇	〇・三八	三〇・九八	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇

十和田市	三沢市	上北郡六ヶ所村	三戸郡階上町	三戸郡三戸町	三戸郡南部町	津軽地区	南部地区
〃	〃	〃	〃	〃	〃	保健保安林	〃
二・五三	三・二六	四〇・二一	三・八四	九・三二	八・六四	一五五・六二	八六・四八

青森県告示第五十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
東北地方整備局
- 二 測量の種類
公共測量（道路計画）
- 三 測量の期間
平成二十一年七月十五日から同年十二月二十八日まで
- 四 測量の地域
つがる市木造越水、西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町地内

青森県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年二月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間			変更の前後別			敷地の延長	備考
			後	前	後	後	前	前		
1	県道	米田六戸線	十和田市大字伝法寺字荊窪五七の七から 十和田市大字伝法寺字荊窪三六の九まで			二・九〇〇メートルから 二・九〇〇メートルまで	二・九〇〇メートルから 二・九〇〇メートルまで	一八〇・〇〇メートル		
2	県道	むつ尻屋崎線	下北郡東通村大字尻屋字水神七二の二から 下北郡東通村大字尻屋字村中三四まで			一〇五・四〇メートルから 一〇五・四〇メートルまで	一〇五・四〇メートルから 一〇五・四〇メートルまで	四五二・〇〇メートル		
3	国道	三三三八号	むつ市脇野沢蛸田一一の四から むつ市脇野沢蛸田一一の三まで			一〇〇・三三メートルから 一〇〇・三三メートルまで	一〇〇・三三メートルから 一〇〇・三三メートルまで	二八・九六メートル		

青森県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年二月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道三三三八号	むつ市脇野沢蛸田一一の四から むつ市脇野沢蛸田一一の三まで	平成三・二一

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビルリン酸塩製剤七十五ミリグラム）
八十二万四千カプセル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県健康福祉部保健衛生課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十一年十二月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
中外製薬株式会社
東京都北区浮間五丁目五の一
- 六 契約金額
一億五千八百八十五万七百二十円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
第一号
- 八 契約の相手方を決定した手続
国内で唯一当該物品を販売している者を契約の相手方としたものである。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭